

長浜市パートナーシップ宣誓制度(素案)に対するパブリックコメント結果

- 意見募集期間 令和5年12月18日から令和6年1月16日まで
- 意見提出者 5人
- 提出意見数 11件
- 意見と意見に対する市の考え方

NO.	意見の内容(概要)	意見に対する市の考え・対応
1	<p>1ページ目。そもそも性的マイノリティ=LGBTQに限りません。中には、アロマンティックアセクシャルといった、恋愛、性的感情も持たずとも、パートナーとして家族として過ごしたいと思っている方もいます。</p> <p>もちろん賛成。LGBTQIAも、法的には守られずとも、その前身としてパートナーシップを長浜でもつくってほしい。</p> <p>また、誰もが住みよい街を目指すなら、障がいの有無、介護、未熟児、それを支える人…すべての人を包括するなら、是非つくるべき。</p>	<p>人権啓発の取組の一環として、性的マイノリティ(LGBTQ)の人たちに対する理解を深め、日常の生きづらさを軽減し、すべての市民が多様な価値観を認め合う社会の実現を目指してまいります。</p>
2	<p>広報ながはまを読んでこれを知りました。</p> <p>たまたま自宅にあったものを読みましたが、ほとんどの特に若者は読まないのでは…しかも大分ページを送ったところであって、つい、「こんな大事なこともっとわかりやすくせな」と言っていました。</p> <p>意見を募るなら、もっと大々的に、わかりやすく広報してほしいです。</p>	<p>あらゆる媒体、様々な機会をとらえ、市民の皆様によりわかりやすい広報に努めてまいります。</p>
3	<p>p1: 3制度の概要の</p> <p>なぜ、6行目の「応援する」ことが3~4行目の「交付する制度」なのか。その理由がわからない。他の自治体の制度を模倣したにすぎないと言われても仕方ありません。もっと良い方法があるはず。よってこの制度に反対します。</p>	<p>市民一人ひとりが人権を尊重し、多様な価値観・生き方を認め合える社会を目指し、誰もが安心して暮らせる環境づくりにつなげるための取組の一つであり、性的マイノリティの方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明するもので、市としても二人の思いを尊重することが大事だと考えます。</p> <p>この宣誓により権利や義務は発生しませんが、公的な証明により、法律上の婚姻をした場合であれば当然に受けられる行政サービス等を受けられない事情のある人に、一定の行政サービス等の利用を可能とすることを趣旨としています。</p>

NO.	意見の内容（概要）	意見に対する市の考え・対応
4	<p>P1：4. 制度における用語の定義で、「パートナーシップ：（中略）一方又は双方が性的マイノリティ（LGBTQ）である二人の者の関係」とある点について、パートナーシップは性的マイノリティカップルだけでなく、たとえば男女の事実婚カップルなどにも有益な制度になり得るのではないかと考えます。したがって、「カップルに性的マイノリティ当事者を含む」という要件を欠いたより包括的な運用も可能ではないかと提案します（横浜市などが先例です）。</p> <p>本制度の趣旨からすれば発展的な内容の提案かもしれませんが、今後段階的にも制度が拡張されていくことでマジョリティ／マイノリティを問わないすべての市民のライフスタイルが柔軟で多様なものになっていく余地が生まれると思います。また、この提案が受け入れられないとしても、まず性的マイノリティのためのパートナーシップ制度を導入することは急務であって取り消されるべきではないと考えます。</p> <p>私は今のところ本制度を必要とする当事者ではありませんが、本制度を構想し、実際の導入を実現しようと動いてくださっていることをたいへん嬉しく思います。多くの人が幸せになれるような制度の完成を期待しています。</p>	<p>事実婚の方は婚姻に準ずる一定の関係性が認められており、性的マイノリティ（LGBTQ）の方々が直面している状況とは異なると考えますので、この制度では対象としておりません。</p> <p>この取組を通して、性的マイノリティ（LGBTQ）の人たちに対する理解を深め、日常の生きづらさを軽減し、すべての市民が多様な価値観を認め合う社会の実現を目指してまいります。</p> <p>対象者の拡大につきましては、今後、社会の情勢等に注視してまいります。</p>
5	<p>戸籍制度と異なり、自治体間でパートナーシップ宣誓等の有無について捕捉する方法がないため、</p> <p>●p2：5 宣誓の要件（2） について 長浜市でパートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けた当市に住所を有しない者が、そのパートナー以外の異性と、他の自治体で婚姻届の提出が可能のため、この制度に反対します。</p> <p>●p2：5 宣誓の要件（4） について 長浜市で異なる相手とのパートナーシップ宣誓書受領書等の交付が可能であり、この制度に反対します。</p>	<p>対象要件や本人確認について、しっかりと確認を行うとともに、宣誓時にはお二人そろって来庁していただくこととしております。</p> <p>また、虚偽であることが判明した場合、宣誓は無効とし、受領証の交付番号をHP上で公表することがあります。</p>
6	<p>P2 6. 宣誓の方法（4）宣誓書に通称名の使用もできる。について</p> <p>この制度の趣旨としては、従来の婚姻制度を利用できない同性カップルや、異性であっても婚姻を選択しないカップルを対象として、そういったカップルについても一定の権利を与えるためのものと推測する。</p> <p>であれば、婚姻においては、通称名ではなく戸籍名で行われるところを、わざわざ通称名に緩和する意味がない。</p> <p>戸籍名すら明らかにできないような相手とのパートナーシップは考えづらく、無意味に抜け道を作っているように思われる。</p> <p>戸籍名であっても、制度の趣旨からは外れないため、通称名の使用は認めるべきではない。</p>	<p>この制度は、自身の性的指向又は性自認により、法的に婚姻できない方を対象としており、事実婚の方々は対象としておりません。また、宣誓によって法律上の権利や義務を生じさせるものでもありませんが、通称名の使用を希望する方には、宣誓書受領証等に戸籍上の氏名の記載と併せて記載することとしています。性自認に違和感を感じているトランスジェンダーの方、又は外国人の方も日常生活において通称名を使用していることを想定し、使用できるように考えるものです。</p>

NO.	意見の内容（概要）	意見に対する市の考え・対応
7	<p>・協定による手続きについて 連携協定を締結している自治体は、どのように公表されているのですか記載いただけないでしょうか</p>	<p>例えば、 『大阪府では、性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を公に証明する「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」について、同様の制度を実施している府内11市（市町名記載）と連携し、制度を利用している方の住所異動に伴う手続きの負担軽減を図っています。』 とHP上に公表しておられます。 長浜市も県内の制度を導入している市と協定を結び、住所異動に伴う手続きの負担軽減を図ってまいります。</p>
8	<p>・提供する行政サービスについて 行政サービスについて、市のホームページ等で随時情報を提供とのことですが、具体的にはどの様な内容で公表をしていただけるのか記載いただけないでしょうか</p>	<p>例えば「長浜市パートナーシップ宣誓により利用可能となる主な行政サービス」としてサービスの種類、利用方法、担当課等を公表し、詳しくは担当課に問い合わせくださいといった内容を掲載する予定です。</p>
9	<p>・市民及び事業者への周知・啓発について 周知啓発の具体的な方法を記載していただけないでしょうか</p>	<p>制度導入に係るチラシ等を作成し、出前講座や事業所へ個別訪問等により周知・啓発に努めてまいります。また、市民対象の研修会等も開催し、制度の内容や性の多様性についての理解促進に取り組んでまいります。</p>
10	<p>・宣誓の手続フロー・ 宣誓に必要な書類・ 「宣誓書受領証」等の交付・返還・Q&Aなどわかりやすい書類を添付していただけないでしょうか</p>	<p>具体的な手続きの方法などを記載したガイドブック等を作成する予定です。</p>
11	<p>・パートナーシップを推進のために知見を持ち合わせた職員をどう育成していくのか明確に記載いただけないでしょうか 日頃からの職員への育成をしっかりと市民に記載し示すことが大事ではないでしょうか</p>	<p>人事課と連携し、職員が性の多様性及び性的マイノリティを理解し、どのような対応が職員に求められているのかを考え、行動に繋げることを目的として職員向けのガイドライン等を作成し、公表する予定です。</p>